

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年6月27日

【発行者の名称】

株式会社デントス (DENTAS CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 河野 恭佑

【本店の所在の場所】

徳島県徳島市問屋町48番地

【電話番号】

088-657-3115

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 大崎 隆

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社デントス

<https://www.dentas.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	897,960	859,872	913,073
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△25,197	△45,731	10,365
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△27,126	△43,412	28,261
包括利益 (千円)	△30,242	△47,076	31,804
資本金 (千円)	67,984	67,984	67,984
発行済株式総数			
普通株式 (株)	406,666	406,666	406,666
A種種類株式 (株)	121,402	121,402	121,402
純資産額 (千円)	63,408	16,331	48,136
総資産額 (千円)	650,400	562,712	518,070
1株当たり純資産額 (円)	△340.63	△448.82	△379.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△66.70	△106.91	69.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.6	△1.2	4.1
自己資本利益率 (%)	△52.5	△297.6	403.2
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,772	△19,357	63,326
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,191	△30,713	29,011
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,097	△48,443	△48,352
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	181,797	83,335	127,314
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	47 [55]	46 [55]	39 [46]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第27期及び第28期は1株当たり当期純損失であり潜在株式が存在しないため、第29期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第27期及び第28期は当期純損失を計上しているため、第29期は取引所における当社株式の売買実績がなく時価を把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、株式会社シケン（歯科技工物の製造及び販売：島文男が創業者）で培った歯科技工事業のノウハウを活かし、異業種の専門性と独自性を持った地元企業の協力を得ながら、地域の活性化を図るべく、1996年6月11日に設立しました。当初は法人としての活動は限定的でしたが、その後、2005年よりデジタル歯科技工の研究開発を本格スタートし、歯科技工の作業環境の改善、消費者への高品質・低価格な歯科技工物の提供を目指し、歯科業界並びに歯科技工業界の発展に努めてまいりました。

年 月	沿 革
1996年6月	徳島市に株式会社デンタスを設立 資本金1,500万円
2005年3月	研究室を徳島工業技術センターに設置 デンタスモデルカップの開発開始
2005年11月	デンタスモデルカップ販売開始
2006年2月	財団法人新技術開発財団「第76回新技術開発助成金」に採択される
2006年4月	高度管理医療機器等販売業許可の取得
2006年6月	第三種医療機器製造販売業許可の取得
2006年6月	医療機器製造業許可の取得
2008年7月	本社を徳島市問屋町48番地に移転
2009年10月	徳島プリントセンターをDICO社（現豊通マシナリー社）と共同運営開始
2010年9月	アメリカにおいて子会社 DENTAS AMERICA CORPORATION 設立
2011年1月	フィリピンにおいて連結子会社 Cebu Dentas International, Inc. を設立
2011年4月	徳島プリントセンターの営業権を豊通マシナリー社より当社に完全移管
2011年5月	米国大手医療関係通販会社ヘデンタスモデルカップの販売開始
2012年7月	子会社 DENTAS AMERICA CORPORATION（米国現地法人）解散
2013年1月	デンタルラボシステム「e - S c a n」販売開始
2013年11月	Cebu Dentas International, Inc. にてデザインセンターを開設
2014年9月	「2014年度戦略的基盤技術高度化支援事業」のプロジェクトに採択される
2015年3月	F・ソリューションズ株式会社（2013年11月設立）を100%子会社化
2015年6月	東京本部開設（東京都品川区）
2015年9月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 市場に上場
2015年12月	第二種医療機器製造販売業許可の取得
2016年3月	有限会社マリンデンタルを100%子会社化
2016年9月	模型（モデルカップ製造販売）事業を株式会社シケンに譲渡
2019年5月	東京本部閉鎖
2019年8月	F・ソリューションズ株式会社の全株式を株式会社シケンに譲渡（非子会社化）
2021年4月	投資目的会社 株式会社DSソリューション設立 子会社化
2021年6月	株式会社DSソリューションを通じアイオニック株式会社の株式を取得 子会社化
2022年12月	Cebu Dentas International, Inc. の全株式を譲渡（非子会社化）
2023年10月	エキサイト株式会社との協業によりマウスピース矯正事業を開始
2025年1月	有限会社マリンデンタルの全株式を譲渡（非子会社化）

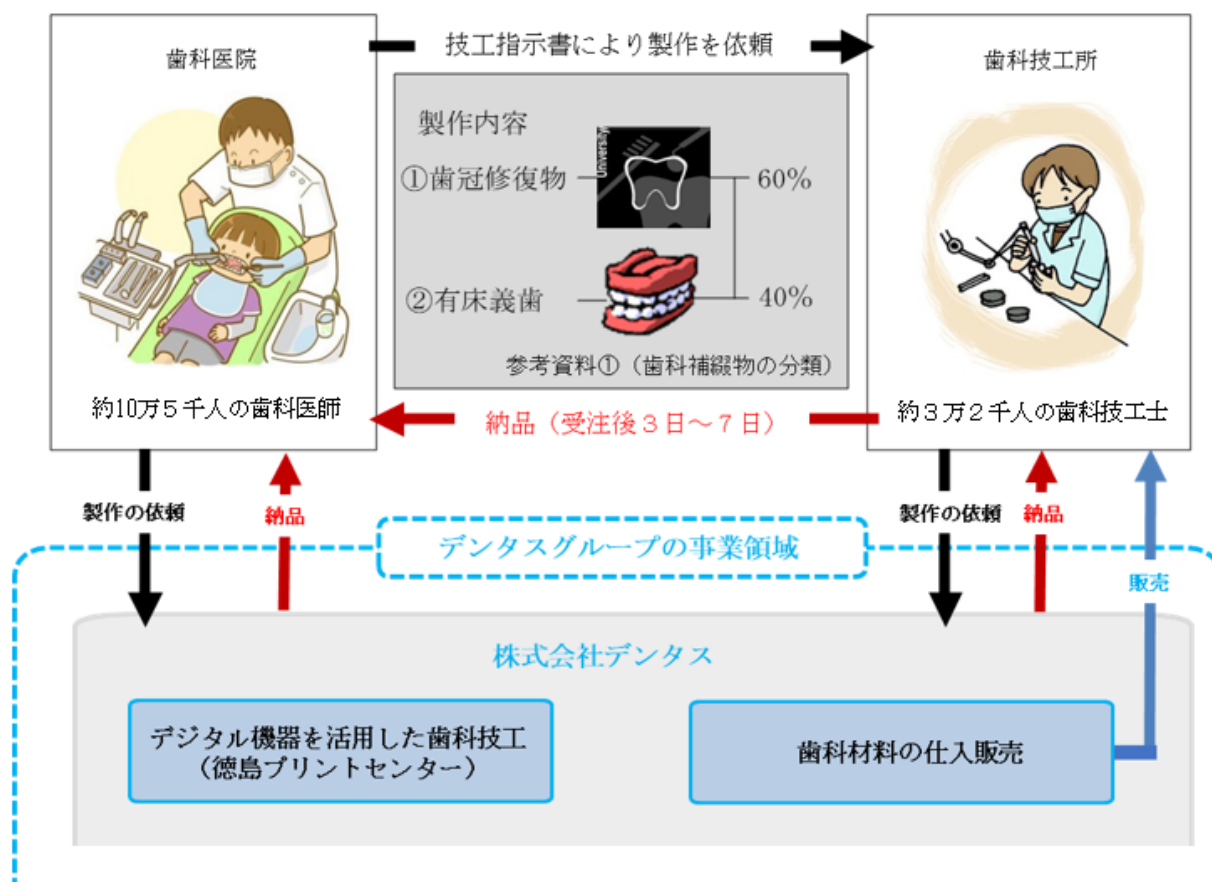
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社DSソリューション及びアイオニック株式会社）で構成されております。

当社グループは、当社による歯科技工関連事業及びマウスピース矯正事業と、アイオニック株式会社によるオーラルケア製品製造販売事業を展開しております。

事業の系統図は次のとおりであります。

(1) 歯科技工関連事業



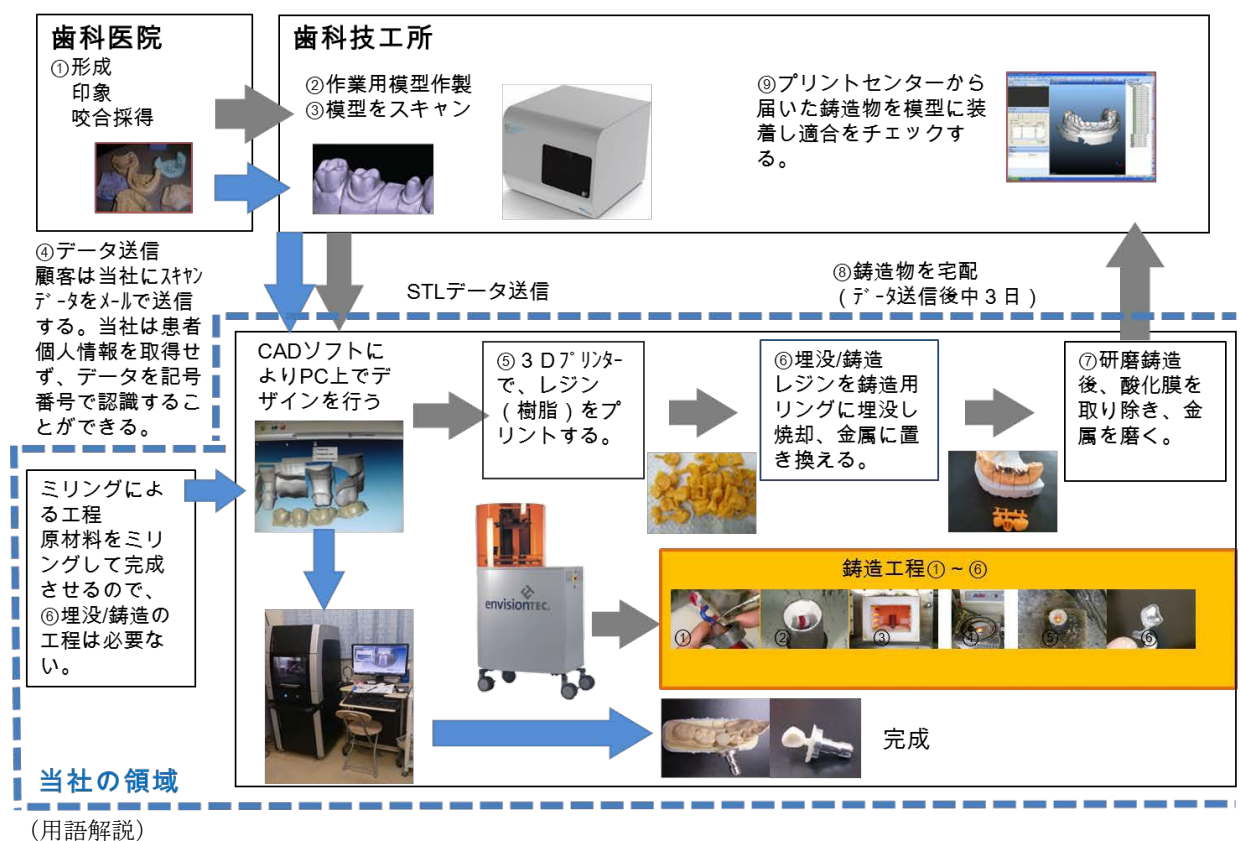
※資料内の数値は、厚生労働省「令和4年(2022年)医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」及び「令和4年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」による。

(ア) 歯科技工

当社では、自費・保険補綴物製作に対応可能なオープンCAD/CAM機器、3Dプリンター及びミリング機械を取り扱っております。これらの機器を用いたワークフローを「デンタルラボシステム」※1と総称し、お客様の用途・ニーズに合った歯科技工物の製造をご提案しております。

従来、全て手作業で行っていた歯科技工の一部をデジタル化することで、技工物の品質安定、ラボの生産性の向上を図ります。また、提携ラボが当社併設の徳島プリントセンター※2を活用することにより、ラボの繁忙状況に応じた製造工程（過程）の製品を納品することができ、人材不足の改善、品質の安定化を図ることが可能となります。

デンタルラボシステムの概要



※1 デンタルラボシステムとは

従来のワックスアップ作業（歯科用ワックスで歯の形態を作ること）を、CAD上でデジタル設計・デザインを行い、3Dプリンターによるワックスアップとミリング（切削加工）機器により完成品の切削を行うフローを「デンタルラボシステム」と総称します。ラボが必要とする製造工程（過程）での製品の納品を可能とします。

※2 徳島プリントセンターとは

当社が運営する歯科技工所です。CAD/CAM機器を多数導入し、当社が販売したスキャナーの後工程を行っています。

(イ) 歯科技工商品・製品販売

当社は従来より、主に歯科技工所向けの歯科技工用材料、商品の販売を行っております。

(ロ) 歯科関連商品販売

AED、自動受付精算機等の商品を、主に歯科クリニック向けに販売しております。

(ハ) その他

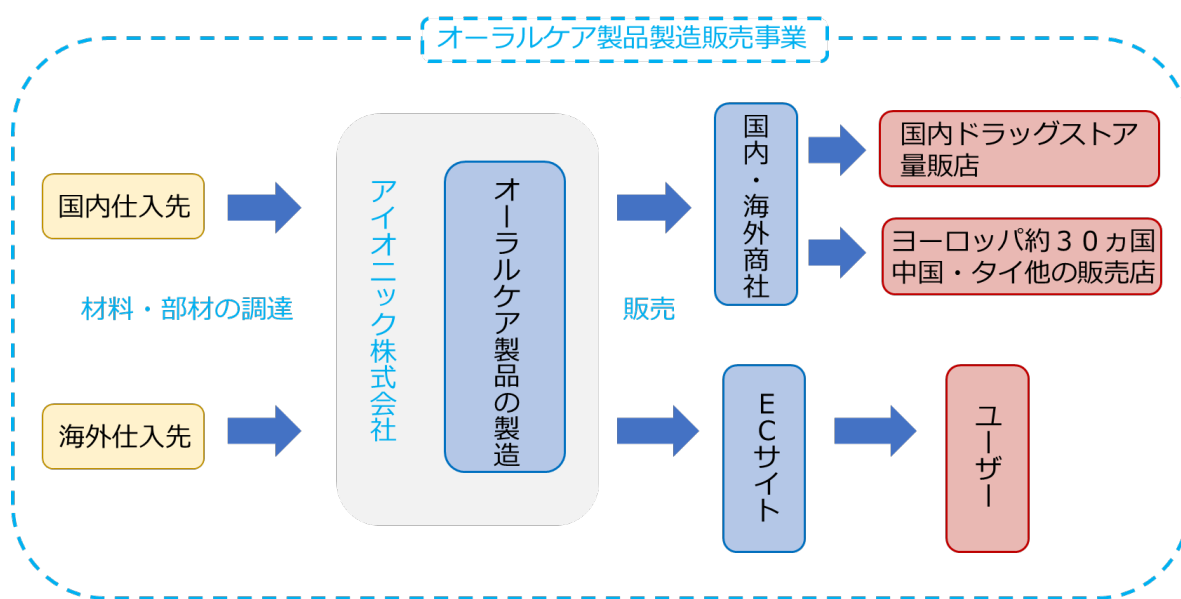
歯科技工関連ビジネスに関するコンサルティング業務等を行っております。

(2) オーラルケア製品製造販売

アイオニック株式会社により、イオン歯ブラシ他オーラルケア製品の製造販売を行っております。

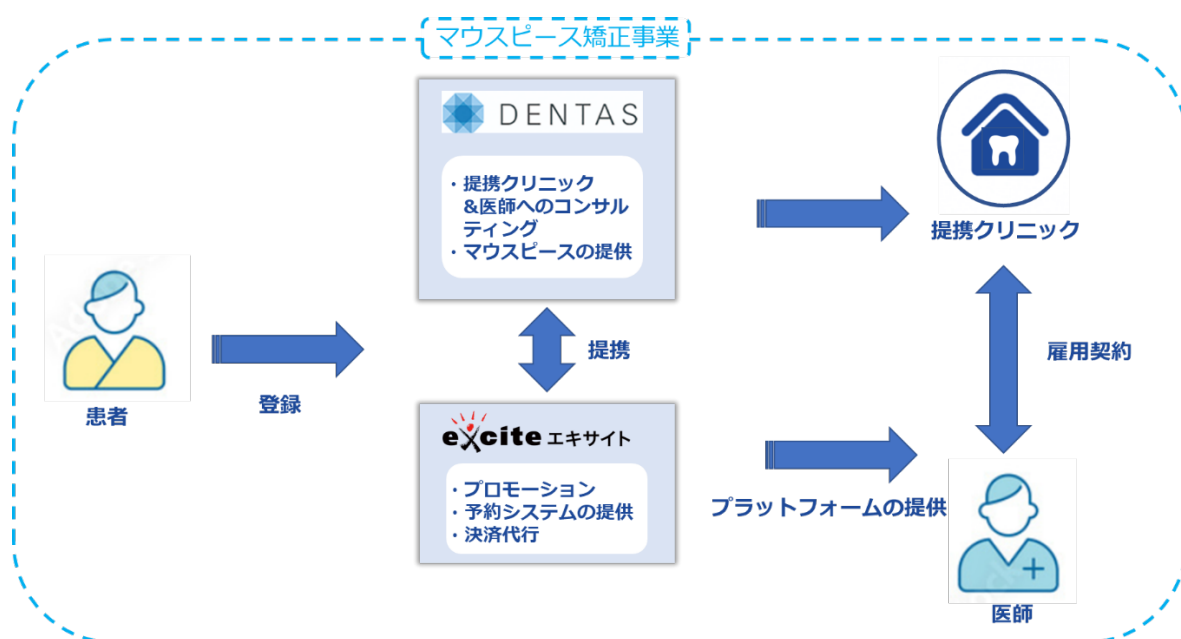
同社は『わたしたちは、オーラルケア商品を通じて、人々の健康を守り社会に貢献し、成長し続けることを目指します。』を経営理念として、マイナスイオンの効果により歯垢を効率的に落とすイオン歯ブラシのリーディングカンパニーとして国内及び海外へと進出しております。

*イオン歯ブラシ：内蔵されたリチウム電池から10～50マイクロアンペア（100万分の10～50アンペア）の微弱電流（マイナスイオン）を流して、虫歯・歯周病・口臭の原因となる「歯垢」を効率的に取り除く歯ブラシ



(3) マウスピース矯正サービス

エキサイト株式会社と当社との協業により、高品質でリーズナブルなマウスピース歯科矯正サービスの提供を目的とする、マウスピース矯正事業を行っております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 DSソリューション (注) 1、4	東京都品川区	65,000	—	76.9	役員の兼任 1名
(連結子会社) アイオニック株式会社 (注) 5	千葉県流山市	65,000	オーラルケア 製品製造販売 事業	76.9 (76.9)	株式会社DSソリューションが100%出資する当社の連結子会社(孫会社)であります。 役員の兼任 3名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお、株式会社DSソリューションはアイオニック株式会社取得のために設立した投資目的会社であります。
2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、他の連結子会社による間接所有割合で内数であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 株式会社DSソリューションは特定子会社であります。
5. アイオニック株式会社は連結子会社であり、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えていますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。なお、アイオニック株式会社は特定子会社であります。
6. 連結子会社であった有限会社マリンデンタルは、当連結会計年度において当社が保有する株式を全て売却したため、当社の連結子会社でなくなりました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
歯科技工関連事業	24 [2]
オーラルケア製品製造販売事業	11 [43]
マウスピース矯正事業	—
全社(共通)	4 [1]
合計	39 [46]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. マウスピース矯正事業は役員のみで構成されており、従業員は存在しておりません。
3. 全社(共通)は、経理及び総務等の管理部門の従業員であります。
4. 歯科技工関連事業における従業員数が前連結会計年度より7名(臨時雇用者数は9名)減少しておりますが、これは主に有限会社マリンデンタルの非連結化によるものであります。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

セグメント名称	従業員数(名)
歯科技工関連事業	24 [2]
オーラルケア製品製造販売事業	—
マウスピース矯正事業	—
全社(共通)	3 [—]
合計	27 [2]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. オーラルケア製品製造販売事業は連結子会社であるアイオニック株式会社のみで運営されております。
3. マウスピース矯正事業は役員のみで構成されており、従業員は存在しておりません。
4. 全社(共通)は、経理及び総務等の管理部門の従業員であります。

平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46.8	10.9	2,683

(注) 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調で推移する一方で、物価上昇の影響による今後の景気悪化懸念が依然残されております。また、アメリカによる各国への関税追加措置による世界経済の混乱、米中貿易摩擦の悪化、ウクライナ情勢等の長期化による世界的な経済活動の停滞と、原油・原材料価格の高騰等、世界経済は引き続き不安定であり、景気の先行きも依然不透明な状況となっております。

また、当社グループが事業を営む歯科関連業界及び日雑業界においても、原材料価格の高騰等による厳しい状況が続いております。

こうした事業環境のもと、当社グループは主力セグメントであるオーラルケア製品製造販売事業及びマウスピース矯正事業の拡大と利益の改善に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度において、連結子会社であるアイオニック株式会社によるオーラルケア製品製造販売事業はセグメント利益が黒字に転換、当社のマウスピース矯正事業も順調に契約数を拡大することができました。

以上の結果、売上高につきましては、913,073千円（前期比6.2%増）、営業利益は7,234千円（前連結会計年度は営業損失48,513千円）、経常利益は10,365千円（前連結会計年度は経常損失45,731千円）となりました。最終損益については、親会社株主に帰属する当期純利益は28,261千円（前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純損失43,412千円）となり黒字化を達成いたしました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(歯科技工関連事業)

当セグメントの売上高は239,984千円(前期比16.9%減)、セグメント損失34,352千円(前連結会計年度はセグメント損失27,637千円)となりました。

・ 歯科技工

主な売上である歯科技工物の制作については、競争の激化による受注件数の減少及び有限会社マリデンタルの連結除外*による売上高の減少により、当連結会計年度における売上高については156,184千円（前期比24.2%減）という結果になりました。

*連結子会社であった有限会社マリデンタルについては、2025年1月に全株式を譲渡し非連結化しております。

・ 歯科技工商品・製品販売

一部商品について、原材料価格の高騰による販売数量の減少及び一部取引先からの受注減少により、当連結会計年度における売上高は47,744千円（前期比9.1%減）となりました。

・ 歯科関連商品販売

AED他、歯科関連商品の販売により、当連結会計年度における売上高は36,055千円（前期比19.9%増）となりました。

(オーラルケア製品製造販売事業)

子会社のアイオニック株式会社における、イオン歯ブラシを主とするオーラルケア製品の販売増加により、当セグメントの売上高は548,265千円(前期比3.4%増)と増加し、加えて原材料の見直し等、コスト削減施策が奏功し、セグメント利益は20,561千円と黒字化を達成いたしました(前連結会計年度はセグメント損失11,317千円)。

(マウスピース矯正事業)

2023年より開始したマウスピース矯正事業が順調に契約数を伸ばしており、当セグメントの売上高は124,823千円(前期比206.1%増)、セグメント利益は49,689千円(前期比160.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末と比較して43,978千円増加し、127,314千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は63,326千円(前年同期は使用した資金は19,357千円)となりました。これは主に、減価償却費の計上23,828千円、売上債権の減少による資金の増加37,826千円、及び税金等調整前当期純利益の計上32,753千円などがあったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、獲得した資金は29,011千円(前年同期は使用した資金30,713千円)となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入46,124千円があった一方、有形固定資産の取得による支出11,287千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は48,352千円(前年同期は使用した資金48,443千円)となりました。これは主に、短期借入金の増加50,000千円及び長期借入れによる収入7,500千円があった一方で、長期借入金の返済による支出104,440千円などがあったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期比(%)
歯科技工関連事業	136,432	△17.9
オーラルケア製品製造販売事業	323,100	△3.6
合計	459,532	△8.3

(注)金額は、製造原価によっております。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

なお、オーラルケア製品製造販売事業においては商品仕入実績がありませんので、記載しておりません。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前期比(%)
歯科技工関連事業	70,385	△0.7
マウスピース矯正事業	69,208	225.6
合計	139,594	51.5

(注)金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

歯科技工関連事業において受注生産を行っておりますが、受注から引き渡しまでの期間が短いことから、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
歯科技工関連事業	239,984	△16.9
オーラルケア製品製造販売事業	548,265	3.4
マウスピース矯正事業	124,823	206.1
合計	913,073	6.2

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社シケン	91,443	10.6	—	—
エキサイト株式会社	—	—	124,823	13.7

(注)前連結会計年度のエキサイト株式会社及び当連結会計年度の株式会社シケンに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は、従来より手作業で行われていた入れ歯等の歯科技工物製作において、国内でもいち早く3Dスキャナー、ミリングマシン等のデジタル機器を導入してまいりました。これらデジタル機器の導入により、歯科技工士の作業効率が高まり労働環境の改善が図られることに加えて、デジタル機器による高品質・低価格な歯科技工物を提供することも可能となります。近年歯科技工のデジタル化の広がりやデジタル機器の進歩は目覚ましいものがあり、当社は今後も当社が得意とするデジタル技術の研鑽と推進に努め、入れ歯需要の拡大を目指してまいります。

また、歯科領域への進出を目的とし2023年より開始したマウスピース矯正事業は順調にその契約数を伸ばしております。当該事業は、マウスピース矯正サービスを提供する提携歯科クリニックに対し、マウスピース等の歯科技工製品に関する技術的アドバイス及びサポート業務を実施しており、当社は今後も提携クリニックの増加と顧客満足度の向上に努めてまいります。

また、当社グループは、これら歯科技工関連事業とマウスピース矯正事業、及び連結子会社であるアイオニック株式会社によるオーラルケア製品製造販売事業により、歯科関連事業の拡大を図り、歯科技工業界及び歯科業界の発展に貢献してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループのセグメントごとの経営環境の認識及び対処すべき課題は、以下のとおりであります。

歯科技工関連事業

当事業においては、原材料価格の高騰及び競争の激化による受注件数の減少により、売上の減少及びセグメント損失の計上が続いております。

このような経営環境の下、当社グループが製造する「高品質・低価格」な歯科技工物普及のため、新規顧客の開拓を実施し、新たな販路の獲得に努めてまいります。

オーラルケア製品製造販売事業

当事業においては、物価の高騰に伴う節約志向の高まりにより、歯ブラシの買い替え需要も低下傾向が見られるものの、海外の新規展開やEC等の販路拡大により売上は徐々に増加する傾向となっております。

このような経営環境の下、当事業については、ECへの注力による顧客層の拡大、環境に配慮した新商品やOEM商品の開発及び販売、海外代理店との緊密な連携による輸出取引の拡大に注力し、グループへの利益貢献度の向上に努めてまいります。

マウスピース矯正事業

エキサイト株式会社と当社との協業により、高品質でリーズナブルなマウスピース歯科矯正サービスの提供を目的とする、マウスピース矯正事業を展開し、順調にその契約数を伸ばしております。

本事業を収益の柱として更に育成するとともに、新サービスの創出も進め、今後も歯科領域への進出を拡大してまいります。

その他

その他グループ共通の課題は、以下のとおりであります。

・経費の全面的見直しによるキャッシュ・フローの最大化

人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラクチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

- ・財務体質の改善及び資金調達の実施

財務状態の改善を目指し、新たなファイナンスの検討を実施、同時に借入金等その他の資金調達についても模索してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においては黒字化を達成したものの、将来にわたる収益の安定化と財務健全性の確保には未だ一定の期間を要するものと考えられます。

当該状況により引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策に取り組み、安定した収益基盤の確立、コスト削減及び資金調達等による、財務基盤の強化を目指してまいります。

具体的には次のとおりであります。

1. 既存事業である歯科技工関連事業、オーラルケア製品製造販売事業及びマウスピース矯正事業の収益拡大と利益率の向上を目指し、さらに新規事業として歯科関連ビジネスの立ち上げと育成にも努めてまいります。
2. イオン歯ブラシの製造販売を行っているアイオニック株式会社との連携によって、収益基盤の拡大とシナジー効果の創出に努めてまいります。
3. 主要取引先であり、アイオニック株式会社への共同出資を実施した株式会社シケンと引き続き緊密に連携し、収益拡大を図ってまいります。
4. 人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラクチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。
5. 財務状態の改善を目指し、新たなファイナンスの検討を実施、同時に借入金等その他の資金調達についても進めてまいります。

以上の対応策を中心とした経営の効率化を図り、安定的な収益基盤を構築すべく努めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、計画が全て順調に推移するとは限らず、不測の事態も考えられることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

（２）法的規制について

歯科技工関連事業においては、歯科技工士法、薬事法等関連法規の規制の下にあります。また、当社では歯科技工士法上、所定の要件を備えた社内設備を歯科技工所として届出を行い、歯科技工士の免許を取得している当社従業員が、顧客である歯科技工所及び歯科クリニックから、歯科技工物の製作工程の一部を受託し、歯科技工物の製作を行っております。当社グループでは、これらの法規制を遵守した営業を続けておりますが、万が一、当該法規制に違反し、歯科技工士である当社従業員の大半の歯科技工士免許取消、歯科技工所としての事業停止等の事態となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、オーラルケア製品製造販売事業においては、家庭用品品質表示法による規制、及び日本工業規格への準拠等が求められておりますが、万が一、当該法規制に違反または規格等への準拠が認められず、販売停止や商品回収等の事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、マウスピース矯正事業においては、歯科医師法及び歯科技工士法に抵触しないことが求められますが、

万が一、当該法規制に違反し契約の解除や損害賠償等の事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 診療報酬体系について

厚生労働省では、少子高齢化等の時代背景の変化や、医療技術の進歩等、医療関係者を取り巻く環境の変化により、診療報酬体系の見直しを随時行っております。これに伴い、歯科補綴物に対する保険適用の対象範囲が変更となる可能性があり、変更される内容によっては、患者の通院機会減少等の事情により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の管理について

歯科技工関連事業においては、歯科補綴物の製造を受託するにあたり、歯科技工所等から患者の氏名、歯型データ等の個人情報を取得しており、マウスピース矯正事業においても患者の氏名等の個人情報を取り扱っております。また、オーラルケア製品製造販売事業においては、主にEC取引において住所、氏名等の顧客の個人情報を取得しております。さらに、当社グループでは取引先等の顧客情報、当社グループ従業員の個人情報も取扱っております。当該個人情報の取扱いについては、個人情報保護規程において、データの取扱権限の限定や書面の施錠管理等、厳重な個人情報取扱ルールを定め運用しておりますが、不測の事態により当該個人情報の漏洩等が発生した場合、損害賠償の支払いや社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である河野恭佑は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、業務遂行等の経営全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、体制の構築より先に不測の事態等により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社及び親会社として管理している当社連結子会社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 小規模組織であることについて

当社は、2025年3月31日現在取締役4名、監査役2名、従業員27名と組織が小さく、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。また、小規模な組織であるため、特定の個人に業務を依存している場合があります。今後、さらなる事業拡大に備え、権限移譲や業務の定型化、代替人員の確保に努める予定ですが、特定の役職員の社外流出により、一時的に当社及び親会社として管理している当社連結子会社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業の一つである歯科補綴物の製作受託は、歯科技工士の有資格者を必要とするサービスであります。そのため、歯科技工士を数多く確保することが事業の維持継続にとって非常に重要となります。また、確保した歯科技工士の技術レベルを当社グループの提供する技術レベルに育成及び維持することも重要となっております。したがって、今後展開する事業の規模に応じた歯科技工士の確保、人材育成が順調に進まない場合は、計画どおりの事業展開ができず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができますものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなすることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本条柱書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、イの 2：非上場会社を子会社とする株式交付、ロ：会社分割による非上場会社からの事業の継承、ハ：非上場会社からの事業の譲受け、ニ：会社分割による他への事業の継承、ホ：他の者への事業の譲渡、ヘ：非上場会社との業務上の提携、ト：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、チ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからトまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合において、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めたとき

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報などの提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見など次のイ又はロに該当する場合

イ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ロ 当社が財務諸表などに添付される監査報告書等において、公認会計士などによって、監査報告書について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場規程特例違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解除に繋がる可能性のある事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における、資産、負債及び純資産の状況は、次のとおりであります。

(流動資産)

流動資産は375,598千円となり、前連結会計年度末と比較して、22,695千円減少（前期末比5.7%減）しました。主な科目の増減及び増減理由は次のとおりであります。

- ・現金及び預金が前連結会計年度末から43,978千円増加する一方、受取手形及び売掛金が42,766千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は142,471千円となり、前連結会計年度末と比較して21,946千円減少（前期末比13.3%減）しました。主な科目の増減及び増減理由は次のとおりであります。

- ・有形固定資産が25,594千円減少しました。
これは主に、減価償却が進んだこと及び有限会社マリンドENTALの非連結化によるものであります。
- ・無形固定資産が3,918千円増加しました。
これは主に、ソフトウェアの購入によるものであります。

(流動負債)

流動負債は317,228千円となり、前連結会計年度末と比較して15,126千円減少（前期末比4.6%減）しました。主な科目の増減及び増減理由は次のとおりであります。

- ・新規借入により短期借入金が50,000千円増加しております。
- ・1年内返済予定の長期借入金が44,886千円減少しております。
これは金融機関への返済が進んだことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は152,705千円となり、前連結会計年度末と比較して61,319千円減少（前期末比28.7%減）しました。主な科目の増減及び増減理由は次のとおりであります。

- ・長期借入金が前連結会計年度末から61,281千円減少しました。
これは主に、金融機関への返済が進んだことによるものであります。

(純資産)

純資産は48,136千円となり、前連結会計年度末と比較して31,804千円増加しました。

これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益28,261千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を機動的に確保することを基本方針としております。

設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は333,229千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は127,314千円となっております。

(7) 継続企業の前提に関する事項

「4【事業等のリスク】(1) 発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは歯科技工事業において定期的に歯科技工用機械の入れ替え及び設備の改修を行っております。またオーラルケア製品製造販売事業においては定期的に歯ブラシ製造用金型及び機械の購入を行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は17,173千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

（歯科技工関連事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、歯科技工用機械の購入を中心とする、総額7,583千円の投資を実施しました。

（オーラルケア製品製造販売事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、歯ブラシ製造用金型の購入を中心とする、総額9,590千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
デントス本社 (徳島県徳島市)	本社設備	405	372	218	—	—	996	7
デントス プリントセンター (徳島県徳島市)	技工所設備	8,970	2,975	516	15,500 (708)	856	28,818	20

（注） 現在休止中の設備はありません。

（2）国内子会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
アイオニック本社 (千葉県流山市)	本社設備	28,004	0	414	26,000 (706.25)	—	54,419	10
アイオニック工場 (千葉県流山市)	歯ブラシ 製造設備	14,185	7,514	22,572	—	—	44,272	2

（注） 現在休止中の設備はありません。

（3）在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,132,800	726,134	406,666	406,666	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	250,000	128,598	121,402	121,402	—	(注) 1、2
計	1,382,800	854,732	528,068	528,068	—	—

- (注) 1. 普通株式の発行数には、自己株式1,300株を含んでおります。
2. A種種類株式は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ 174,818千円）によって発行されたものであります。
3. 当社定款に規定しているA種種類株式の内容は、次のとおりであります。

剰余金の配当（第11条の1）

当会社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

残余財産の分配（第11条の2）

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

当会社が残余財産の分配を行う額が、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

議決権（第11条の3）

A種種類株主は株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会（第11条の4）

当会社は、法令に別段の定めがある場合（会社法第322条第3項但書の場合を含む。）を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議（会社法第322条第1項の規定による決議を含む。）を要しない。

A種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等（第11条の5）

当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

普通株式を対価とする取得請求権（第11条の6）

A種種類株主は、A種種類株式発行後、2022年3月31日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも当社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第3項に定める取得比率（但し、本条第4項の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

取得比率は、当初、1とする。

（取得比率の調整）

(a) 当社は、A種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。(c)取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

①円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

②取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前に発行された普通株式の発行価額を使用する。

③取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d)本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

②その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e)本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

A種種類株式の譲渡の制限（第11条の7）

譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライセンスプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月13日 (注)	—	普通株式 406,666 A種種類株式 121,402	△199,025	67,984	△183,008	30,000

(注) 2021年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、2021年8月13日付で資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、欠損の填補を行っております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	66	—	—	69	135	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	1, 198	—	—	2, 867	4, 065	166
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	29. 47	—	—	70. 52	100. 00	—

(注) 自己株式1,300株は、「個人その他」に含まれております。

A種種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	3	7	—
所有株式数 (株)	—	—	—	78, 291	—	—	43, 111	121, 402	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	64. 48	—	—	35. 51	100. 00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
河野 恭佑	千葉県船橋市	158,266	30.04
ヴァイタルプラス株式会社	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号	47,222	8.96
村口 和孝	東京都世田谷区	24,393	4.63
有田 道生	東京都武蔵野市	23,498	4.46
日本テクノロジーベンチャーパー トナースE1号有限責任事業組合	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号	21,954	4.16
柳下技研株式会社	埼玉県和光市中央2丁目1-8	20,000	3.79
株式会社ギコウ	福岡県春日市春日公園7丁目82番地	19,200	3.64
三上 智彦	千葉県市川市	17,000	3.22
株式会社メインティース	大分県大分市大字片島437番地の1	15,039	2.85
株式会社シケン	徳島県小松島市芝生町字西居屋敷55番地1	13,930	2.64
計	—	360,502	68.43

- (注) 1. 2020年3月に発行したA種種類株式が含まれております。
2. A種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

所有議決権数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合 (%)
河野 恭佑	千葉県船橋市	1,582	39.04
柳下技研株式会社	埼玉県和光市中央2丁目1番8号	200	4.93
株式会社ギコウ	福岡県春日市春日公園7丁目82番地	192	4.73
三上 智彦	千葉県市川市	170	4.19
村口 和孝	東京都世田谷区	151	3.72
有田 道生	東京都武蔵野市	116	2.86
泊 健一	徳島県徳島市	105	2.59
未来つなぐ基金株式会社	東京都中央区京橋2丁目2-1 京橋エドグラン19階	100	2.46
三木 康弘	徳島県徳島市	70	1.72
藤田 恭嗣	徳島県那賀郡那賀町	67	1.65
計	—	2,753	67.94

(注) 当社は単元株制度を採用しており、1単元の株式数は100株であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 121,402	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 405,200	4,052	—
単元未満株式	166	—	—
発行済株式総数	528,068	—	—
総株主の議決権	—	4,052	—

②【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社デントス	徳島市問屋町 48番地	普通株式 1,300	—	普通株式 1,300	0.31
計	—	普通株式 1,300	—	普通株式 1,300	0.31

(9)【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行 った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取 得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式 交付、株式分割に係る 移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	1,300	—	1,300	—

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当連結会計年度末において、会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保を優先することを基本方針とし、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
最高（円）	—	—	—
最低（円）	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。
2. 第27期～第29期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。
2. 2024年10月から2025年3月については売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 一名 （役員のうち女性の比率 －％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	河野 恭佑	1981年 9 月30日	2014年10月 2020年 3 月 2020年 6 月 2021年 6 月	医療法人社団佑健会 理事長（現任） 当社 取締役 当社 代表取締役社長（現任） アイオニック株式会社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 6	普通株式 158,266
取締役		三上 智彦	1982年12月14日	2017年12月 2020年 3 月 2025年 5 月	三上矯正歯科 院長 当社取締役（現任） 医療法人社団えがお 理事長（現任）	(注) 3	(注) 6	普通株式 17,000
取締役	管理 部長	大崎 隆	1969年 2 月14日	1994年 4 月 1999年 3 月 2006年 3 月 2007年 3 月 2009年 8 月 2011年 6 月 2015年 7 月 2017年 6 月 2018年 4 月 2018年 5 月 2020年 5 月 2020年 6 月 2021年 6 月 2021年 7 月	株式会社東芝入社 萩原税理士事務所入所 株式会社モバイル・アフィリエイト入社 同社 取締役経営管理部長 株式会社アールエイジ入社 アキナジスタ株式会社 取締役 当社入社 当社 取締役 株式会社ゼニアス入社 同社 取締役 当社 管理部長 当社 取締役管理部長（現任） アイオニック株式会社 取締役（現任） 有限会社マリンデンタル 代表取締役	(注) 3	(注) 6	—
取締役		村口 和孝	1958年11月20日	1984年 4 月 1998年 7 月 2007年 3 月 2012年 6 月 2015年 6 月 2017年 6 月 2017年11月 2018年11月 2019年 1 月 2019年 3 月 2021年 6 月	日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役（現任） 株式会社ウォーターダイレクト（現株式会社プレミアムウォーターホールディングス）取締役（現任） ぶらっとホーム株式会社 社外取締役 株式会社アイ・ビー・エス 監査役 当社 社外取締役（現任） 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役 JESCOホールディングス株式会社 取締役（現任） 株式会社ブロードバンドタワー 取締役（現任） 株式会社バルテック 社外取締役 株式会社ラック 社外取締役 株式会社アイ・ビー・エス 社外取締役（現任）	(注) 3	(注) 6	普通株式 15,100 A種 種類株式 9,293
監査役		武田 竜太郎	1984年 8 月30日	2008年 9 月 2010年10月 2015年 2 月 2017年 1 月 2024年 6 月 2025年 4 月 2025年 4 月	TMI総合法律事務所入所 都内不動産会社入社 新日本有限責任監査法人入所 DLA Piper Tokyo Partnership入所 当社社外監査役（現任） おかげさま横浜法律事務所入所 株式会社CRISP 社外監査役（現任）	(注) 5	(注) 6	—
監査役		工藤 誠介	1964年 1 月13日	1988年10月 1994年 5 月 1995年 6 月 1996年 7 月 2002年 5 月 2007年 6 月 2010年 8 月 2021年 6 月	太田昭和監査法人入所 ひまわり会計事務所開設 渦潮監査法人代表社員（現任） 当社監査役就任 税理士法人ひまわり会計事務所に組織変更 当社取締役 当社社外監査役（現任） 阿波製紙株式会社 社外監査役（現任）	(注) 4	(注) 6	普通株式 1,600
計						普通株式 191,966 A種種類株式 9,293		

- (注) 1. 取締役村口和孝氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役武田竜太郎氏及び工藤誠介氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 前任の福井巧氏が2024年3月期に係る定時株主総会終結をもって辞任しその補欠として選任されたため、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時である2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
6. 2025年3月期における役員報酬の総額については、「6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載のとおりであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要と考えております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており積極的に取り組んでおります。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

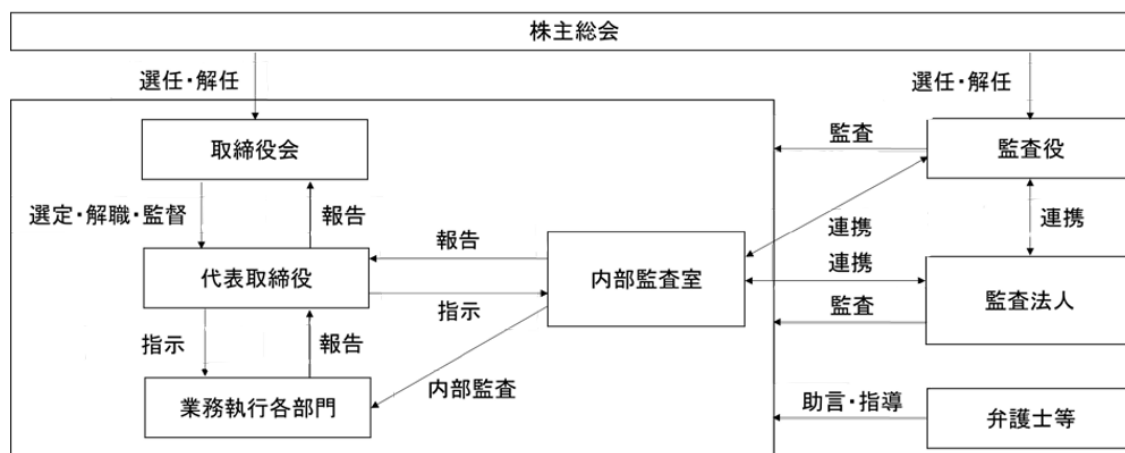
1) 取締役会

取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し 適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役2名（うち社外監査役2名）が選任されております。監査役は取締役会やその他重要な会議等に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に報告を受けております。

3) 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の概略図



4) 内部統制システムの整備状況

イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、「義歯の生産プロセス革新と市場改革を推進し、歯科技工市場の未来を切り拓く」ことを経営理念とし、これを具現化するための経営指針、行動指針を定め、役職員全員で共有し、実践します。
- 取締役及び従業員が、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。
- 当社の役員・従業員は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部長に報告するものとします。管理部長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役との協議の上必要と認める場合、適切な対策を決定します。
- 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、これを直轄します。内部監査担当者は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。

- e. 当社の役員・従業員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存管理（廃棄を含む）を行います。
- b. 取締役の職務の執行情報に関して、監査役が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。
- b. 職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・従業員の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。
- c. 内部監査を担当する部門を「内部監査室」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時代表取締役への報告を行います。
- d. 各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

ニ. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けます。また、取締役及び従業員は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。

- ・当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・当社が保有する個人情報の管理状況
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

ホ. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- a. 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を閲覧し、取締役又は従業員から説明を求めることができます。
- b. 監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主管部署である内部監査室や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査担当者1名（内部監査室）が、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に対する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

6) 会計監査の状況

当事業年度において財務諸表監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等	
南青山監査法人	指定社員 業務執行社員	中島 敦史
	指定社員 業務執行社員	高口 洋士

（注）継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 1名

② リスク管理体制の整備状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また当社では、ケイネックス法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題について適宜専門家のアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

③ 社外監査役との関係

当社では、社外監査役2名を選任しており、その内1名が当社普通株式を1,600株保有していますが、その他の人的関係・取引関係又はその他利害関係は一切ありません。

④ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	9,600	9,600	—	—	—	1
監査役（社外監査役を除く）	300	300	—	—	—	1
社外役員	2,400	2,400	—	—	—	2

（注）上記の員数には、無報酬の取締役3名を含めておりません。

⑥ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑨ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法425条第1項に定める金額の合計額としております。

⑩ 企業統治に関するその他の事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたこと

により、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑪ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的該当事項はありません。

⑫ 利益相反取引について

当社は、当社と当社取締役との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合、取引内容及び条件の妥当性について当該取締役を除く取締役会で決議することにより、取引の公平性を確保しております。

⑬ 支配株主との取引について

当社は、支配株主等との取引については、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議のうえ決定し、会社及び少数株主を害することのないよう適切に対応しております。

⑭ 議決権制限株式について

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能にするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種種類株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,175	—
連結子会社	—	—
計	8,175	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、株式会社デントスの当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表について、南青山監査法人の監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第27期連結会計年度 監査法人ハイビスカス

第28期及び第29期連結会計年度 南青山監査法人

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	83,335	127,314
受取手形及び売掛金	130,753	87,987
電子記録債権	34,204	21,091
商品及び製品	29,124	36,063
仕掛品	5,380	4,876
原材料及び貯蔵品	110,507	84,367
その他	18,233	21,030
貸倒引当金	△13,245	△7,132
流動資産合計	398,293	375,598
固定資産		
有形固定資産		
建物	227,261	205,847
減価償却累計額	※ 2 △172,227	※ 2 △154,282
建物(純額)	※ 1 55,034	※ 1 51,565
機械装置及び運搬具	396,249	392,067
減価償却累計額	※ 2 △376,955	※ 2 △381,205
機械装置及び運搬具(純額)	19,294	10,862
工具、器具及び備品	373,798	370,664
減価償却累計額	※ 2 △344,517	※ 2 △346,941
工具、器具及び備品(純額)	29,281	23,723
リース資産	37,891	7,284
減価償却累計額	※ 2 △35,751	※ 2 △6,428
リース資産(純額)	2,140	856
土地	※ 1 48,352	※ 1 41,500
有形固定資産合計	154,101	128,506
無形固定資産		
ソフトウェア	3,687	7,605
借地権	4,900	4,900
無形固定資産合計	8,587	12,505
投資その他の資産		
破産更生債権等	121,954	122,832
その他	1,730	1,459
貸倒引当金	△121,954	△122,832
投資その他の資産合計	1,730	1,459
固定資産合計	164,418	142,471
資産合計	562,712	518,070

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金		65,523		46,401
短期借入金		100,000		150,000
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1	104,503	※ 1	59,617
リース債務		1,412		941
未払金		23,895		19,491
未払法人税等		938		823
未払消費税等		11,778		10,849
前受金		—		6,222
賞与引当金		5,167		9,147
その他		19,137		13,734
流動負債合計		332,355		317,228
固定負債				
長期借入金	※ 1	183,952	※ 1	122,671
リース債務		941		—
繰延税金負債		3,754		3,424
退職給付に係る負債		23,336		24,570
資産除去債務		2,040		2,040
固定負債合計		214,025		152,705
負債合計		546,380		469,934
純資産の部				
株主資本				
資本金		67,984		67,984
資本剰余金		30,000		30,000
利益剰余金		△105,105		△76,844
株主資本合計		△7,120		21,140
非支配株主持分		23,452		26,995
純資産合計		16,331		48,136
負債純資産合計		562,712		518,070

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	
売上高	※ 1	859,872	※ 1	913,073
売上原価		593,191		601,242
売上総利益		266,680		311,830
販売費及び一般管理費	※ 2	315,194	※ 2	304,596
営業利益又は営業損失 (△)		△48,513		7,234
営業外収益				
受取利息		1		53
受取配当金		2		2
為替差益		556		—
作業くず売却益		4,516		8,380
助成金収入		160		—
その他		5,625		2,932
営業外収益合計		10,861		11,368
営業外費用				
支払利息		7,100		6,991
その他		979		1,245
営業外費用合計		8,080		8,237
経常利益又は経常損失 (△)		△45,731		10,365
特別利益				
子会社株式売却益		—		22,387
固定資産売却益	※ 3	19		—
貸倒引当金戻入		50		—
特別利益合計		69		22,387
特別損失				
貸倒引当金繰入額		393		—
特別損失合計		393		—
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)		△46,055		32,753
法人税、住民税及び事業税		1,782		1,279
法人税等調整額		△761		△330
法人税等合計		1,021		948
当期純利益又は当期純損失 (△)		△47,076		31,804
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△3,663		3,543
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△43,412		28,261

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△47,076	31,804
包括利益	△47,076	31,804
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△43,412	28,261
非支配株主に係る包括利益	△3,663	3,543

① 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	67,984	30,000	△61,692	36,292
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△43,412	△43,412
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△43,412	△43,412
当期末残高	67,984	30,000	△105,105	△7,120

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	27,116	63,408
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)		△43,412
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,663	△3,663
当期変動額合計	△3,663	△47,076
当期末残高	23,452	16,331

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	67,984	30,000	△105,105	△7,120
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			28,261	28,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	28,261	28,261
当期末残高	67,984	30,000	△76,844	21,140

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	23,452	16,331
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		28,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,543	3,543
当期変動額合計	3,543	31,804
当期末残高	26,995	48,136

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	△46,055	32,753
減価償却費	31,198	23,828
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,820	△4,757
賞与引当金の増減額 (△は減少)	387	3,980
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,520	1,233
受取利息及び受取配当金	△4	△56
助成金収入	△160	—
支払利息	7,100	6,991
子会社株式売却益	—	△22,387
固定資産売却益	△19	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△43,231	37,826
棚卸資産の増減額 (△は増加)	15,613	17,196
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,434	△16,160
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△43	△878
その他	6,408	△7,105
小計	△12,070	72,465
利息及び配当金の受取額	4	56
助成金の受取額	1,102	—
利息の支払額	△5,909	△8,171
法人税等の支払額	△2,483	△1,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,357	63,326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△29,628	△11,287
有形固定資産の売却による収入	19	—
無形固定資産の取得による支出	△2,133	△5,886
長期貸付金の回収による収入	910	60
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※ 2 46,124
その他	119	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,713	29,011
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	50,000	50,000
長期借入れによる収入	40,000	7,500
長期借入金の返済による支出	△136,609	△104,440
リース債務返済による支出	△1,834	△1,412
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,443	△48,352
現金及び現金同等物に係る換算差額	51	△6
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△98,461	43,978
現金及び現金同等物の期首残高	181,797	83,335
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 83,335	※ 1 127,314

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。当連結会計年度においては黒字化を達成したものの、将来にわたる収益の安定化と財務健全性の確保には未だ一定の期間を要するものと考えられます。

当該状況により引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策に取り組み、安定した収益基盤の確立、コスト削減及び資金調達等による、財務基盤の強化を目指してまいります。

具体的には次の通りであります。

1. 既存事業である歯科技工関連事業及びオーラルケア製品製造販売事業及びマウスピース矯正事業の収益拡大と利益率の向上を目指し、さらに新規事業として歯科関連ビジネスの立ち上げと育成にも努めてまいります。
2. イオン歯ブラシの製造販売を行っているアイオニック株式会社との連携によって、収益基盤の拡大とシナジー効果の創出に努めてまいります。
3. 主要取引先であり、アイオニック株式会社への共同出資を実施した株式会社シケンと引き続き緊密に連携し、収益拡大を図ってまいります。
4. 人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。
5. 財務状態の改善を目指し、新たなファイナンスの検討を実施、同時に借入金等その他の資金調達についても進めてまいります。

以上の対応策を中心とした経営の効率化を図り、安定的な収益基盤を構築すべく努めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、計画が全て順調に推移するとは限らず、不測の事態も考えられることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社DSソリューション

アイオニック株式会社

※有限会社マリンデンタルについては、2025年1月31日付で当社が所有する同社株式の全てを譲渡したため、2024年10月1日をみなし譲渡日として連結子会社の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・製品・原材料

主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～39年
----	--------

機械装置及び運搬具	2年～12年
-----------	--------

工具、器具及び備品	2年～8年
-----------	-------

② 無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、歯科技工関連事業（歯科技工物の製造・販売及び歯科医療用品・歯科技工材料等の販売）、オーラルケア製品製造販売事業（歯ブラシ等の販売）及びマウスピース矯正事業を主な事業とし、これ

らの製品・商品の販売については引渡時点において顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品・商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	一千円	一千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産については、将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当連結会計年度は、将来の課税所得を見積もった結果、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全額に合理的な期間内の回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

翌連結会計年度の課税所得の見積りは取締役会において承認された事業計画に基づいており、市場予測や過去の計画達成状況等を考慮して見積もっております。

この見積りは、「【注記事項】（継続企業の前提に関する事項）」に記載の事項を前提としております。

このため、この前提が変更された場合、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	154,101千円	128,506千円
減損損失	一千円	一千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

回収可能価額の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積り額

の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う連結会計年度及び翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、有形固定資産の減損損失の金額に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物	53,972 千円	50,738 千円
土地	41,500 千円	41,500 千円
計	95,472 千円	92,239 千円

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	45,992 千円	44,996 千円
長期借入金	64,582 千円	14,795 千円
計	110,574 千円	59,791 千円

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

※1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売促進費	55,659 千円	51,219 千円
役員報酬	17,070 千円	22,020 千円
給与手当	72,673 千円	68,266 千円
支払手数料	15,935 千円	20,186 千円
支払報酬	23,247 千円	20,605 千円
退職給付費用	6,056 千円	3,924 千円
貸倒引当金繰入額	12,777 千円	3,483 千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
機械装置及び運搬具	19 千円	— 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	406,666	—	—	406,666
A種種類株式	121,402	—	—	121,402
合 計	528,068	—	—	528,068

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	—	1,300	—	1,300
合計	—	1,300	—	1,300

(変動理由の概要) 会社法第155条第13号による普通株式の取得1,300株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	406,666	—	—	406,666
A種種類株式	121,402	—	—	121,402
合計	528,068	—	—	528,068

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,300	—	—	1,300
合計	1,300	—	—	1,300

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	83,335 千円	127,314 千円
現金及び現金同等物	83,335 千円	127,314 千円

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

持分の譲渡により有限会社マリンデンタルが連結子会社でなくなったことに伴う、売却時の資産及び負債の内訳並びに有限会社マリンデンタルの売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	33,984千円
固定資産	15,022
流動負債	△21,393
固定負債	—
子会社株式売却益	22,387
株式の売却価額	50,000
現金及び現金同等物	△3,875
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	46,124

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として歯科技工用機器（機械装置及び運搬具）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	2,292	237
1年超	1,851	180
合計	4,143	418

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務については、主に営業取引に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金等については、各金融機関の借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。営業債務及び借入金は、資金計画表を作成する等の方法により資金管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については、月次単位で資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	121,954		
貸倒引当金（※2）	△121,954		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	288,455	275,220	△13,234
(2) リース債務 （1年内返済予定を含む）	2,354	2,321	△32
負債計	290,809	277,541	△13,267

（※1）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については記載を省略しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	122,832		
貸倒引当金（※2）	△122,832		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	182,288	174,973	△7,314
(2) リース債務 （1年内返済予定を含む）	941	922	△19
負債計	183,229	175,895	△7,333

（※1）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については記載を省略しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	83,335	—	—	—
受取手形	6,491	—	—	—
売掛金	124,261	—	—	—
電子記録債権	34,204	—	—	—
合計	248,292	—	—	—

（注）破産更生債権等121,954千円は償還予定額が見込めないため、上記表には含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	127,314	—	—	—
受取手形	1,869	—	—	—
売掛金	86,117	—	—	—
電子記録債権	21,091	—	—	—
合計	236,392	—	—	—

(注) 破産更生債権等122,832千円は償還予定額が見込めないため、上記表には含めておりません。

(注) 2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	104,503	60,521	25,479	11,362	14,269	72,321
リース債務 (1年内返済予定を含む)	1,412	941	—	—	—	—
合計	205,915	61,462	25,479	11,362	14,269	72,321

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	59,617	24,896	11,462	14,269	17,226	54,818
リース債務 (1年内返済予定を含む)	941	—	—	—	—	—
合計	210,558	24,896	11,462	14,269	17,226	54,818

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	—	275,220	—	275,220
リース債務 （1年以内返済予定を含む）	—	2,321	—	2,321
負債計	—	277,541	—	277,541

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	—	174,973	—	174,973
リース債務 （1年以内返済予定を含む）	—	922	—	922
負債計	—	175,895	—	175,895

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積り高を算定しており、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表上の計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。
当該連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	24,857 千円	23,336 千円
退職給付費用	6,056	3,564
退職給付の支払額	△7,576	△2,331
退職給付に係る負債の期末残高	23,336	24,570

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	23,336 千円	24,570 千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	23,336	24,570

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付に係る負債	23,336 千円	24,570 千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	23,336	24,570

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 5,696 千円 当連結会計年度 3,564 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注) 2	207,303 千円	168,904 千円
減価償却費超過額	2,759 千円	1,995 千円
貸倒引当金	44,220 千円	45,125 千円
退職給付に係る負債	7,955 千円	8,584 千円
その他	14,832 千円	16,087 千円
繰延税金資産小計	277,071 千円	240,698 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△207,303 千円	△168,904 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△69,768 千円	△71,793 千円
評価性引当額小計 (注) 1	△277,071 千円	△240,698 千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	— 千円	— 千円
資産除去債務に対応する除去費用	4 千円	3 千円
組織再編に伴う資産の評価差額	3,749 千円	3,420 千円
繰延税金負債合計	3,754 千円	3,424 千円
繰延税金負債純額	3,754 千円	3,424 千円

(注) 1. 評価性引当額が36,373千円減少しております。この減少の主な内容は、当社及び連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が38,398千円減少したことなどに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
法定実効税率	税金等調整前当期純損失で	34.09%
(調整)	あるため注記を省略してお	
住民税均等割額等	ります。	3.88%
評価性引当額増減		△94.00%
繰越欠損金の期限切れ		95.74%
子会社株式売却による影響		△14.87%
連結除外による影響		△7.09%
税率の変更		△17.04%
その他		2.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		2.90%

3. 税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

前連結会計年度

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	36,737	—	41,416	5,246	70,042	53,859	207,303
評価性引当額	△36,737	—	△41,416	△5,246	△70,042	△53,859	△207,303
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	42,445	3,825	63,798	23,458	35,375	168,904
評価性引当額	—	△42,445	△3,825	△63,798	△23,458	△35,375	△168,904
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

4. 連結決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.0%から34.9%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	121,726	164,957
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	164,957	109,078
契約資産（期首残高）（注）1	5,536	4,734
契約資産（期末残高）（注）1	4,734	3,474
契約負債（期首残高）（注）2		
前受金	4,800	—
返金負債	8,325	7,784
契約負債（期末残高）（注）2		
前受金	—	6,222
返金負債	7,784	6,317

(注) 1. 契約資産は主に顧客に引き渡した商品を回収する権利として認識した返品資産であり、連結貸借対照表上、流動資産のその他に含めて表示しております。

2. 契約負債は主に顧客からの前受金に関するもの及び顧客に渡したうち返品されると見込まれる商品の対価として認識した返金負債であります。連結貸借対照表上、前受金は前受金として、また返金負債は流動負債のその他に含めて表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「歯科技工関連事業」、「オーラルケア製品製造販売事業」及び「マウスピース矯正事業」の3つを報告セグメントとしております。「歯科技工関連事業」は提携歯科技工所及び歯科クリニックから依頼される歯科技工物の製作受注を中心に、歯科技工関連商品（歯科技工材料、歯科技工機械）の販売も実施しております。「オーラルケア製品製造販売事業」は、イオン歯ブラシを中心とするオーラルケア製品の製造販売を行っております。また「マウスピース矯正事業」はマウスピース矯正サービスを提供する提携歯科クリニックに対し、マウスピース等の歯科技工製品に関する技術的アドバイス及びサポート業務を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	歯科技工関連 事業	オーラルケア 製品製造販売 事業	マウスピース 矯正事業			
売上高						
歯科技工	206,060	—	—	206,060	—	206,060
歯科技工商品・製品販売	52,523	—	—	52,523	—	52,523
歯科関連商品販売	30,080	—	—	30,080	—	30,080
オーラルケア製品製造販売	—	530,425	—	530,425	—	530,425
マウスピース矯正サービス	—	—	40,782	40,782	—	40,782
顧客との契約から生じる収益	288,663	530,425	40,782	859,872	—	859,872
その他収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	288,663	530,425	40,782	859,872	—	859,872
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
合計	288,663	530,425	40,782	859,872	—	859,872
セグメント利益又は セグメント損失（△）	△27,637	△11,317	19,046	△19,907	△28,605	△48,513
セグメント資産	120,848	440,082	—	560,930	1,781	562,712
その他の項目						
減価償却費	5,937	25,261	—	31,198	—	31,198
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,727	30,034	—	31,761	—	31,761

（注） 1 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額△28,605千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額1,781千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない子会社の現預金であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失（△）は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			計	調整額 （注）	連結財務諸表 計上額
	歯科技工関連 事業	オーラルケア 製品製造販売 事業	マウスピース 矯正事業			
売上高						
歯科技工	156,184	—	—	156,184	—	156,184
歯科技工商品・製品販売	47,744	—	—	47,744	—	47,744
歯科関連商品販売	36,055	—	—	36,055	—	36,055
オーラルケア製品製造販売	—	548,265	—	548,265	—	548,265
マウスピース矯正サービス	—	—	124,823	124,823	—	124,823
顧客との契約から生じる収益	239,984	548,265	124,823	913,073	—	913,073
その他収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	239,984	548,265	124,823	913,073	—	913,073
セグメント間の	—	—	—	—	—	—
内部売上高又は振替高						
合計	239,984	548,265	124,823	913,073	—	913,073
セグメント利益又は セグメント損失（△）	△34,352	20,561	49,689	35,898	△28,664	7,234
セグメント資産	112,321	404,670	—	516,991	1,078	518,070
その他の項目						
減価償却費	4,875	18,953	—	23,828	—	23,828
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,583	9,590	—	17,173	—	17,173

（注） 1 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額△28,664千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - （2）セグメント資産の調整額1,078千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない子会社の現預金であります。
- 2 セグメント利益又はセグメント損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社シケン	91,443	歯科技工関連事業

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
エキサイト株式会社	124,823	マウスピース矯正事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	△448.82円	△379.11円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△106.91円	69.71円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、前連結会計年度は 1 株当たり当期純損失であり潜在株式が存在しないため、当連結会計年度は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△43,412	28,261
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△43,412	28,261
普通株式の期中平均株式数(株)	406,059	405,366

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1 株当たり純資産額		
純資産の部の合計額 (千円)	16,331	48,136
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	198,271	201,814
(うち種類株式の払込金額 (千円))	(174,818)	(174,818)
(うち非支配株主持分 (千円))	(23,452)	(26,995)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△181,939	△153,678
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	405,366	405,366

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	150,000	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	104,503	59,617	2.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,412	941	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	183,952	122,671	2.1	2026年～2035年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	941	—	—	—
合計	390,809	333,229	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注) 2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

(注) 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	24,896	11,462	14,269	17,226

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書き換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 https://www.dentas.jp/
株主に対する特典	なし

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 26 日

株式会社デントス
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士

中島敦史

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士

高口洋士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デントスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デントス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当連結会計年度においては黒字化を達成したものの、将来にわたる収益の安定化と財務健全性の確保には未だ一定の期間を要するものと考えられる状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載

されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上